

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第57号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

1 本市の他の常勤職員の例に準じ、住居手当における市内居住者に係る特例措置の期間について、次の措置を講じることとしました。

(1) 特例措置に係る期間の延長

改正前	改正後
令和3年3月31日まで	令和8年3月31日まで

(2) 特例措置のうち、平成29年4月1日以後に本市の区域内に存する住宅を自ら新築し、又は購入し、及び自ら居住する教職員（一定の要件を満たすものに限る。）で、主としてその収入によりその属する世帯の生計を維持し、及びその居住する住居に係る費用を負担していると認められるものに対する住居手当の特例措置について、その期間を一つの住居につき60月を限度とすることとしました。

2 その他規定を整備することとしました。

3 この条例は、公布の日から実施することとしました。

京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第57号

京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第8項及び第9項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第10項中「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第22項を附則第23項とし，附則第21項を附則第22項とし，附則第20項の前の見出しを削り，同項を附則第21項とし，同項の前に見出しとして「(関係条例の廃止に伴う経過措置)」を付する。

附則第19項を附則第20項とし，附則第15項から附則第18項までを1項ずつ繰り下げ，附則第14項の前の見出しを削り，同項を附則第15項とし，同項の前に見出しとして「(関係条例の一部改正)」を付する。

附則第13項を附則第14項とし，附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項各号列記以外の部分中「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め，同項の次に次の1項を加える。

12 一の教職員が前項の規定により住居手当の支給を受けることができる期間は，一の住宅につき60月を限度とする。この場合において，教職員と別に定める者とが同一の住居について住居手当の支給を受けたときは，これらの者を一の教職員とみなす。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)